

住宅宿泊事業届出添付書類一覧表

		添付書類	確認
個人	法人	法定書類	
○	○	①住宅の図面(台所、浴室、便所、洗面設備の位置、住宅の間取り、出入口、各階の別、居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分の面積の記載が必要)	<input type="checkbox"/>
○		②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書	<input type="checkbox"/>
△		③(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年の場合で、法定代理人が法人の場合)法定代理人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
○	○	④欠格事由に該当しない旨の誓約書	<input type="checkbox"/>
△	△	⑤(入居者の募集が行われている家屋の場合)入居募集が行われていることを証明する書類 例)当該募集の広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真等	<input type="checkbox"/>
△	△	⑥(家屋が随時所有、賃借人、転借人の居住の用に供されている場合)その旨の証明書類 例)届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート、届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等	<input type="checkbox"/>
○	○	⑦住宅の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
△	△	⑧(届出者が賃借人の場合)賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物転貸承諾証明書	<input type="checkbox"/>
△	△	⑨(届出者が転借人の場合)賃貸人・転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物転貸承諾証明書	<input type="checkbox"/>
△	△	⑩(住宅の建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する占有部分がある場合)専有部分の用途に関する規約の写し	<input type="checkbox"/>
△	△	⑪(⑩の場合で、規約に住宅宿泊事業営業の規定がない場合)管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業の営業禁止をする意思がないことを確認した証明書類 例)H29.6以降(住宅宿泊事業法成立以降)の総会及び理事会の議事録等	<input type="checkbox"/>
△	△	⑫(住宅宿泊管理業者に委託する場合)法第34条の規定により管理業者から交付された書面写し	<input type="checkbox"/>
	○	⑬定款又は寄付行為	<input type="checkbox"/>
	○	⑭法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
	○	⑮役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に非該当の旨の市町村長の証明書	<input type="checkbox"/>
○	○	⑯消防法令適合通知書	<input type="checkbox"/>
△		⑰(未成年の場合)法定代理人の同意書	<input type="checkbox"/>
		条例規定書類	
○	○	⑱住宅宿泊事業に関する説明実施報告書	<input type="checkbox"/>
○	○	⑲住宅宿泊事業実施方針	<input type="checkbox"/>
		その他書類	
△	△	⑳安全措置に関するチェックリスト	<input type="checkbox"/>

注1 ○は、すべての届出者について添付が必要な書類。 △は、該当者について添付が必要な書類。

注2 官公署が証明する書類は、届出日前3月以内に発行されたものが必要。(写し等は不可。)

注3 変更の届出の場合は上記添付書類の中で変更になった書類を添付する。